

登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、当該業務に関して、専門的な知識・技術・経験を有する事業者からの企画提案を受け、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を特定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的・背景

本業務は、市民へアイヌ文化に触れる機会を創出するとともに、市内の観光施設の利用促進を図ることと民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）と本市への周遊を促進することを目的とする。あわせて、国が掲げるウポポイの年間来場者目標である100万人達成に寄与する。

3 企画提案を求める業務の概要

(1) 業務名

登別・ウポポイ周遊促進事業業務

(2) 業務内容

別紙1「登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 実施主体（発注者）

北海道登別市

(5) 提案限度額

本業務に係る委託金額の限度額は3,003千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 選定方法

本業務については、ウポポイや本市のアイヌ文化に触れ合える施設、観光施設などを巡る日帰りバスツアーを実施するにあたり、ツアーの行程、募集、周知などを含め豊富な業務経験等を必要とすることから、広く企画を募集し、受託事業者を選定することが効果的な事業実施に繋がると考えられるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(1) 審査の方法

提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託企画提案審査委員会（以下「委員会」という）にて実施し、審査における各委員の評価点の合計得点が最も高い者を受注候補者として選定する。

なお、参加事業者が1社のみの場合は、ヒアリングは実施せず、書面審査により基準点を超えた場合に受注候補者として選定する。

(2) 選定スケジュール

選定スケジュールは次のとおりとする。なお、各日程は都合により変更する場合がある。

内容	時期
① 実施要領等の公表	令和8年5月14日(木)
② 質問書受付期限	令和8年5月22日(金) 17時30分まで
③ 質問への回答	令和8年5月27日(水)
④ 参加申込書の提出期限	令和8年6月3日(水) 17時30分まで
⑤ 参加資格・書類確認	令和8年6月4日(木)
⑥ 審査会実施に関する通知	令和8年6月5日(金)
⑦ 審査会実施日(ヒアリング)	令和8年6月9日(火)
⑧ 審査結果の通知	令和8年6月10日(水)
⑨ 契約予定時期	令和8年6月下旬

5 企画提案への参加資格

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿(令和7年度)の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種に登録している者であること。
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営む者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 提出書類の提出期限において、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づく、更生又は再生手続をしている者でないこと。
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者でないこと。
- (8) 参加資格の有無確認基準日は令和8年6月4日(木)とする。なお、参加資格がある事業者が基準日以降に参加資格を欠くこととなった場合は、失格とする。

6 質問及び回答

本業務に係る質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

右記の質問フォームから直接入力することにより行うものとする。

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。



質問受付フォーム

(<https://logoform.jp/form/szZL/1549413>)

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時30分まで

(3) 回答方法

質問要旨及び回答をまとめ、令和8年5月27日（水）までに登別市公式ウェブサイトにて掲載する。

7 参加申込書等の提出方法等

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出方法

右記の参加申込書等提出フォームから提出書類をアップロードすることにより行うものとする。

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。



参加申込受付フォーム

<https://logoform.jp/form/szZL/1549518>

(2) 提出期限

令和8年6月3日（水）17時30分まで

(3) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）
- エ 業務実施体制表（様式2）

(4) 参加申込書等の作成及び提出上の注意事項

- ア 参加申込書等の提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- イ 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、令和8年6月4日（木）17時30分までに、理由を付した辞退届（様式3）を電子メールにより担当グループまで提出すること。

(5) 企画提案書等の作成要領

別添仕様書に基づき、次の項目について提案すること。提案にあたっては、項目ごとに検討内容及び手法について具体的に記述すること。

- ア 日帰りバスツアーの企画内容について
(ウポポイやアイヌ文化施設、本市の観光資源を含めた具体的行程などを含め記述すること)
- イ 広告・宣伝の提案について
(効果的な集客に資する具体的な広告・宣伝手法、参加促進手法などを記述すること)
- ウ 独自の手法について
(事業の目的達成のため、効果的な提案を記述すること)
- エ 業務実施体制について
(業務の作業スケジュール、本業務を円滑に遂行するための人人体制、市からの連絡等に適宜対応し得る体制などについて記述すること)

オ 専門知識・業務実績について

(本業務に従事する者が本業務の遂行に必要な専門的知識、経験、資格の有無などについて記述すること)

(6) 企画提案書記入上の注意事項

ア 企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。

イ 枚数に制限は設けないが、企画提案書は提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること

ウ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

エ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

オ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

カ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ 11pt 以上に設定すること。

また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。

キ 表紙をつけ、表題を記載すること。

ク その他、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(7) 書類確認

ア 確認方法

提出書類の内容確認を行う。

イ 確認期間

令和8年6月4日(木)

8 審査方法

企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア プレゼンテーションは、非公開で行う。

イ プレゼンテーションは参加者ごとに行い、持ち時間は30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。

ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。

エ 参加者から委員会への質問は一切認めない。

オ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは参加者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

※プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、2名以内とする。

キ 説明者は、企業等を特定することができる服装及び言動(具体的な企業名や実績等)をしては

ならない。

ク 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。

ケ プレゼンテーション及びヒアリング審査の開始時刻等は、後日通知する。

(2) 実施日等

ア 令和8年6月9日(火)

イ 登別市役所本庁舎(登別市中央町6丁目11番地)

(3) 審査基準

「登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託企画提案評価基準表」に基づき、各委員100点満点で採点する。

(4) 受注候補者の選定

委員会は、審査会における各委員の評価点の合計得点が最も高い者を受注候補者として選定する。

なお、参加事業者が1者のみの場合は、プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施せず、書面審査することとし、合計得点が300点(審査委員5名各100点満点)を超える場合に受注候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

ア 通知方法

全参加事業者に対して、書面又は電子メールで通知する。

イ 通知日(予定)

令和8年6月10日(水)

(6) 見積合わせ及び契約の締結

契約交渉順位が第1位の事業者と協議を行い、見積合わせ等所定の手続きを経て委託契約を締結する。辞退等の理由により、契約交渉順位が第1位に選定された事業者と契約を締結できない場合は、次順位の契約交渉順位事業者を委託契約締結候補事業者とする。

9 その他

(1) 本業務に係る企画提案に要する諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類の返却は行わない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

(4) 異議申し立ては、参加申込書を提出した後にはできない。

10 問合せ・連絡先

登別市観光経済部観光振興グループ

担当：能登・齋藤

〒059-0012

登別市中央町4丁目11番地 登別中央ショッピングセンター アーニス2階

電話：0143-83-5301

メール：spa@city.noboribetsu.lg.jp

別表 1

登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託企画提案評価基準表

評価項目		評価基準	配点
(1) 業務全般			15
ア 作業スケジュール	具体的で無理のないものであるか。		
イ 人員体制	本業務を円滑に遂行するための人員と、疑問点に関する助言・指導等に適宜対応し得る体制となっているか。		
ウ 専門知識、業務実績	本業務に従事する者（責任者・担当者）が、本業務の遂行に必要となる専門的知識、経験、資格等を有しているか。		
(2) 登別・ウポポイ周遊促進事業業務			50
ア ツアーの企画内容 (アイヌ文化の理解促進)	提案された企画内容が、本業務の目的に沿ったものとなっており、かつ創意工夫がなされているか。具体的には、参加者がアイヌ文化を深く理解できる内容となっているか。		
イ ツアーの企画内容 (観光資源)	提案された企画内容で、日帰り入浴など本市の観光資源も体感できる内容になっているか。		
ウ 広告・宣伝の提案	より効果的な集客に資するための具体的な広告・宣伝手法、及び参加促進の手法について示しているか。		
エ 独自の手法について	事業の目的達成のため、効果的な独自の提案がなされているか。		
(3) その他			15
ア 事業趣旨に沿った内容の提案	企画内容全般が、本事業の事業趣旨に沿った内容になっているか。		
イ 事務経費の効率的な執行	見積金額、経費の配分は適切になっているか。		
ウ 事務管理・報告体制	円滑に業務執行ができる問い合わせ体制、事務管理業務体制が構築されているか。		
(4) ヒアリング内容			20
ア 取組意欲	本業務への参入にあたり、意欲は感じられるか。		
イ 業務説明	本業務に関し、的確かつ簡潔な説明がなされているか。		
ウ 企画提案書との整合性及び有用性	企画提案書の内容と説明（ヒアリング）の内容に整合性があり、かつ有用な提案となっているか。		
エ 信頼性	質問への応答が明確かつ迅速であるか。 また、業務に対する責任感、誠実さが感じられるか。		
合 計			100